3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　個人である場合においては、次に掲げる書類

イ　住民票の抄本若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類

ロ　登録実務講習事務申請者の略歴を記載した書類

二　法人である場合においては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為

ロ　登記事項証明書

ハ　株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ニ　申請に係る意思の決定を証する書類

ホ　役員の氏名及び略歴を記載した書類

三　講師が第九条の四第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類

四　登録実務講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五　登録実務講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六　その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第九条の三　次の各号のいずれかに該当する者が行おうとする講習は、第九条第一号イの登録を受けることができない。

一　法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二　第九条の十三の規定により第九条第一号イの登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号において「暴力団員等」という。）

四　暴力団員等がその事業活動を支配する法人

五　法人であって、登録実務講習事務を行う役員のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第九条の四　国土交通大臣は、第九条の二第一項の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一　第九条の六第三号に掲げる基準に適合する講習を行おうとするものであること。

二　講師が次のいずれかに該当する者であること。

イ　弁護士であって、管理受託契約の締結に係る実務に関する知識を有する者

ロ　住宅宿泊管理業に二年以上従事した経験を有する者であって、管理受託契約の締結の実務に関し適切に指導することができる能力を有する者

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

（新設）

（新設）